

## 藤沢市中小企業事業継続支援金（第2弾）交付要綱

制定 令和3年10月1日

### （目的）

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき、令和3年度以降神奈川県知事が「特措法に基づくまん延防止措置」（特措法第31条の4第3項）及び「緊急事態措置」（特措法第32条第1項）を実施したことに伴う、飲食店の時間短縮営業や、県民への不要不急の外出自粛の要請、旅行の中止・延期等の影響により、事業収入が減少した中小企業者又は個人事業者に対して、予算の範囲内において中小企業事業継続支援金（第2弾）（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。
- 2 支援金の交付に関しては、藤沢市補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

- 第2条 この要綱（次項を除く。）において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に定める中小企業者で会社であるもの及び法人（国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び同条第9号に規定する普通法人のうち中小法人（資本金の額が1億円以下で、大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）との間に完全支配関係がない者）に該当しない者を除く。）とする。
- 2 この要綱において「個人事業者」とは、中小企業支援法第2条第1項に定める中小企業者で個人であるものとする。

### （交付対象者）

- 第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 藤沢市内に事業所を有する中小事業者、個人事業者又は本市に住民登録があり、住民登録地を拠点として藤沢市内で活動している個人事業者。
  - (2) 令和元年以前から藤沢市内で事業を行っており、今後も藤沢市内で事業継続の意思がある者。この場合において、令和2年以降に法人化した場合で、同様の事業を行っているときは、事業が継続しているものとみなす。
  - (3) 「特措法に基づくまん延防止措置」及び「緊急事態措置」による飲食店の時間短縮営業や、県民の不要不急の外出自粛、旅行の中止・延期等の影響により、令和3年4月から9月までの6か月間の売上高の合計が前年又は前々年の同期間に比して6万円以上減少し、かつ20%以上減少した者。ただし、複数の事業所を有する者は、藤沢市内におけるいずれか一の事業所を対象とすることも可とする。

る。

- (4) 「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾から第14弾まで）」（以下、「協力金」という。）や国の「緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（4月分から9月分まで）」のいずれも受給していない者。
- (5) 申請日現在において、市税に滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に起因する納税猶予制度拡充における徴収猶予を受けている者を含む。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支援金を交付しない。

- (1) 協力金の交付対象店舗を有する者
- (2) 前項第3号に規定する対象期間において、事業収入を上回る他の収入があった個人事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (5) 宗教団体
- (6) 政治団体
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の目的等に照らして適当でないと認める者。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 中小企業者に対し40万円、個人事業者に対し20万円とし、1回限りの交付とする。ただし、第3条第3号に規定する方法において算出した売上減少額を限度とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- (2) 主たる業種を飲食、観光、交通（日本標準産業分類に規定する中分類42から43まで及び75から77までに分類される事業）としている者又は旅行等の旅行の中止・延期等により同様の影響を受けたと市長が認める者に対し前号に規定する額に一律20万円を加算し、交付する。

（申請時の提出書類等）

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和4年1月14日までに提出しなければならない。

- (1) 中小企業事業継続支援金（第2弾）交付申請書（第1号様式）
- (2) 収受日付印が押印された確定申告書類の写し
- (3) 売上台帳等，対象月の売上高が確認できる書類
- (4) 預金通帳等の写し（金融機関名，支店番号，支店名，口座種別，口座番号，口座名義人）が記載されている部分。
- (5) 飲食店等の時間短縮営業の影響を受けた場合等においては，取引先情報一覧（第2号様式）
- (6) 当該飲食店等との取引を確認できる書類
- (7) 前各号に掲げる書類等のほか，支援金を交付するために市長が必要と認める書類等

（交付決定等）

第6条 市長は，前条に規定する申請があったときは，内容を審査してその適否を決定し，交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により，当該申請者に審査結果を通知するものとする。

（支援金の支払）

第7条 市長は，前条の規定により交付することと決定した事業者に対し，交付決定をした日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は，支援金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，交付決定の取り消し，又は支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 本交付要綱の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 支援金の交付を受けた事業者は，前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 支援金の交付を受けた事業者は，支援金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（検査等）

第9条 市長は，必要があると認めるときは，交付対象者に対し質問をし，報告を求め，若しくは支援事業の施行に関し必要な指示をし，又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 支援金の交付を受けた事業者は，支援金の対象事業に係る領収書等の証書類及び帳簿その他関係書類を事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。